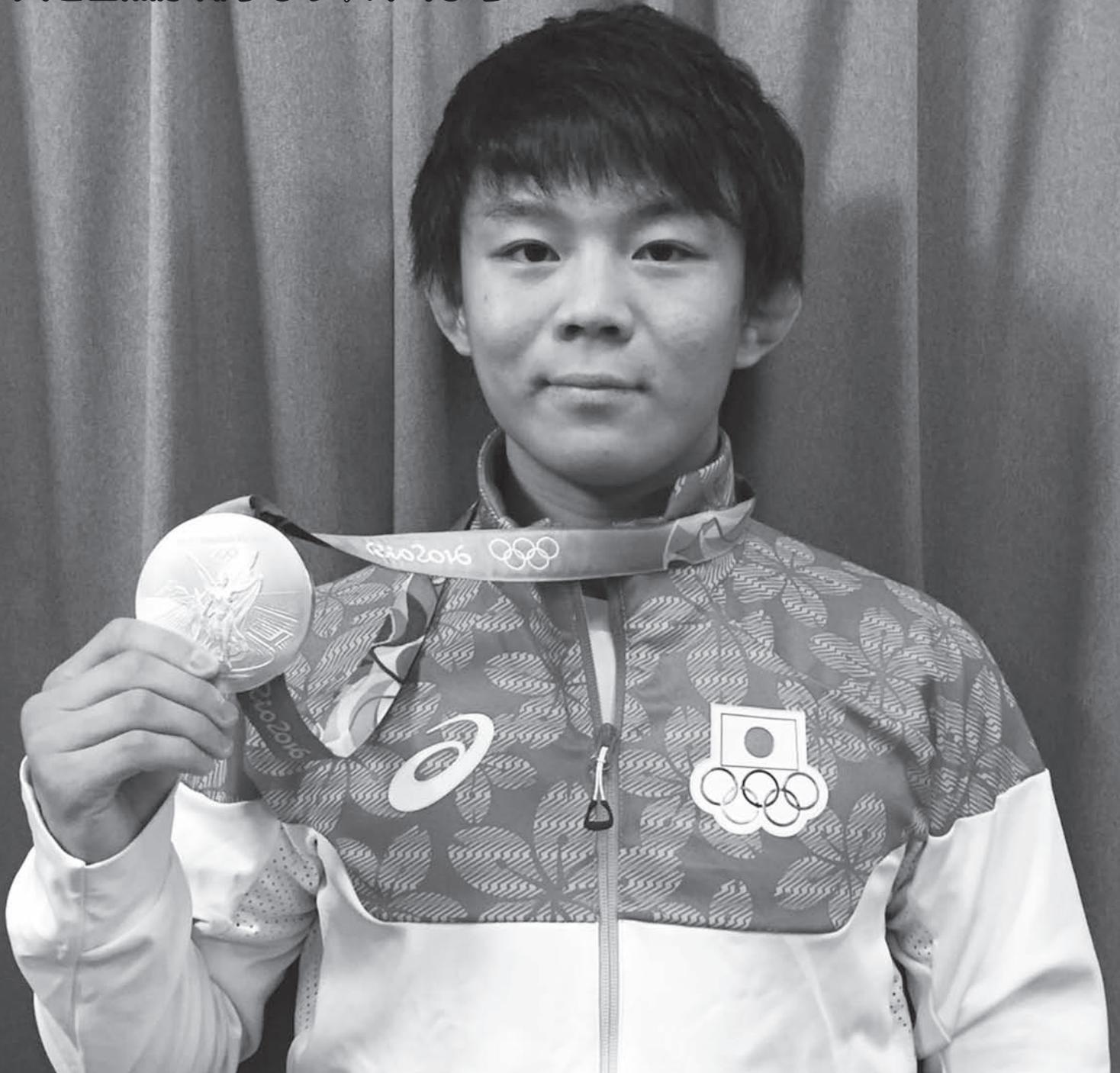




人と自然が織りなす，輝くまち



主な内容

銀メダルおめでとう！樋口黎さん…	2
さわやかフェア2016……………	4
町総合防災訓練を実施します……………	8
生涯学習フェスティバル……………	20
第39回町マラソン大会……………	23

おめでとう！樋口黎^{れい}さん(レスリング) リオオリンピック 銀メダル！

8月19日、リオデジャネイロ オリンピックにおいて、樋口黎さん(霞ヶ浦高等学校レスリング部出身)がレスリング男子フリースタイル57キログ級で銀メダルに輝きました。
(関連記事が2ページにあります)

おめでとう！ リオオリンピック銀メダル！



『広報あみ6月号お知らせ版』の表紙でもご紹介した霞ヶ浦高等学校出身の樋口黎さんが、リオオリンピックで見事に銀メダルを獲得しました。

今回は、メダリストとなった樋口さんにインタビューしました。

樋口黎さんのプロフィール

大阪府茨木市出身。霞ヶ浦高等学校平成25年卒業。
現在、日本体育大学体育学科3年。

▲五輪出場決定後、5月22日霞ヶ浦高等学校を訪問しました

■レスリングをはじめたきっかけは？
私が4歳のときに、身体が小さくていじめられるのではないかと母が心配して、近くのレスリングクラブに入れたようです。

■今回の大会の感想
オリンピックのトーナメントは、どこのブロックに入っても厳しい戦いになることは予想していました。初戦から世界王者との対戦で緊張はしたのですが、そのプレッシャーがいい方向に働き100%のパフォーマンスをすることができました。しかし、決勝で負けて2位に終わってしまったことは、とても悔しいです。



▲5月22日、霞ヶ浦高等学校にて練習会



▲試合に臨む樋口さん(霞ヶ浦高等学校在学時)

物心ついた時からレスリングをやっていたので、気がつけばやっていった感じです。霞ヶ浦高等学校2年生のときにアジアカデット選手権へ出場し、その時に優勝したのがきっかけで実力が一気に伸びたと思います。その時から霞ヶ浦高等学校を卒業するまでの大会で、個人戦のタイトルは全て獲得したので、自分でもひとつのターニングポイントであったんだなと思っています。また、高校時代には体育の授業がすごく苦手で、サッカーの時は、まったくチームの役に立てませんでした。

■今後の抱負
今回のリオデジャネイロオリンピックでは、銀メダルに終わってしまった悔しさを忘れずに、4年後の東京オリンピックでは、金メダルを取るためこれから頑張っていきます！



▲グラウンドでの練習(霞ヶ浦高等学校在学時)

ゴールの前でシュートを何度もからぶってしまっただのを覚えています。練習が終わった後によく自転車でいろんなところへ気分転換に行っていました。ラーメン屋巡りをしたり美味しい唐揚げ屋さんに行ったりしたのを覚えていきます。阿見町は、空気も良く皆さん優しく、とてもいい町だなと感じました。



▲5月22日小・中学生レスリング選手に講話

■最後に何かメッセージをお願いします
高校生の頃は、阿見町の皆さまに大変にお世話になりました。こうしてメダリストとして、再び母校である霞ヶ浦高等学校と阿見町を訪れることができて大変に嬉しく思っています。霞ヶ浦高等学校在学の3年間は、とても早く過ぎたように感じています。ですが、今思えば、この阿見町での3年間に本当に多くのことを学びました。その学んだことが今の僕の糧になっていると思っています。時間は平等で有限なので、無駄にしないように使うことが僕の教訓です。ありがとうございました。

Rio 2016 Olympic Congratulations!!

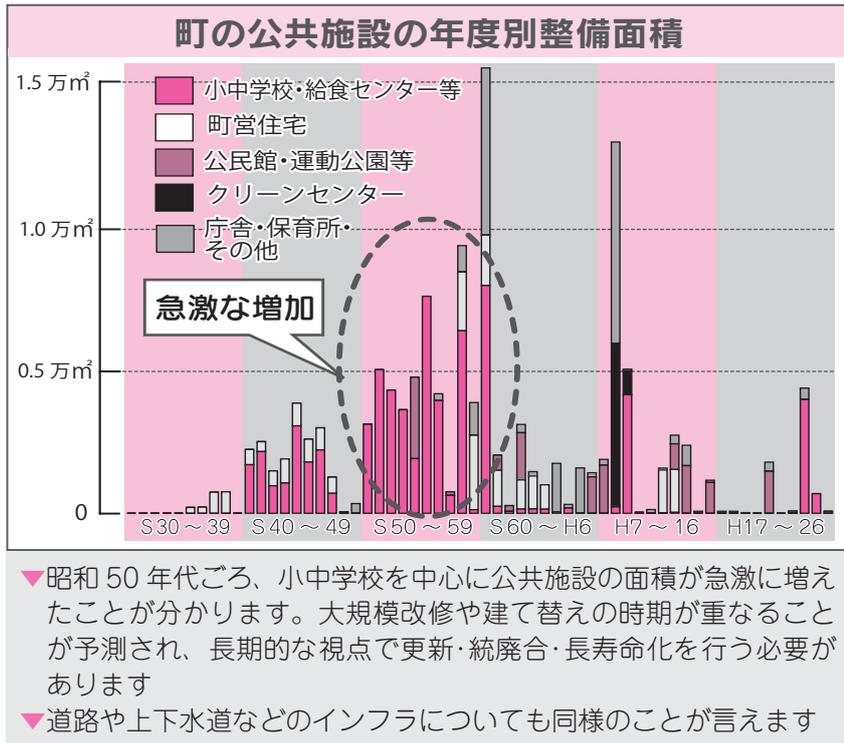
行政改革の取り組み 状況を報告します



問い合わせ 財政課行政改革推進係 ☎888-1111 (222)
E-MAIL: zaiseika-ofc@town.ami.lg.jp

- 町**では、平成25年度に策定した行政改革大綱に基づき、平成26年度から30年度までの5か年計画で行政改革に取り組んでいます。
- このほど、平成27年度の取り組みをまとめましたので、主な内容を一部抜粋してお知らせします。
- **1 財政健全化の推進**
 - 事務事業の見直し
 - ▼ 行政評価における外部評価の実施：外部評価委員会を開催し、10課10事業の外部評価を行いました
 - ▼ 入札・契約方法の見直し：入札監視を本格導入しました
 - ▼ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進：公共施設等総合管理計画（下記参照）を策定するため、データの整理や委員会設置の準備を行いました
 - 財源の確保
 - ▼ 町税の収納率向上：昨年度の94.2%を上回り95.0%となりました
 - 特別会計の健全化
 - ▼ 国民健康保険税の収納率向上：昨年度の92.0%を上回り92.8%となりました
 - ▼ 公共下水道事業・農業集落
 - **2 経営型行政運営の推進**
 - 人材育成と組織運営の推進
 - ▼ 組織機構および事務分掌の見直し：行政需要の拡大を捉え、大幅な組織改編を行いました
 - 行政サービスの質的向上
 - ▼ 待機児童解消への取り組み：小規模保育事業所の整備に向け、事業者の公募を実施しました（平成28年7月開所）
 - **3 町民参画と協働のまちづくりの推進**
 - 町民参画の推進と情報公開
 - ▼ 道路整備審査会：優先順位をホームページにて公開しました
- 排水事業の地方公営企業法適用化：地方公営企業法適用化へ向け、固定資産の調査・評価を行いました

※行政改革大綱は、町ホームページで閲覧できます



公共施設等総合管理計画の策定を進めています

町では、昭和50年代ごろの急激な人口増加に伴い、道路や上下水道などのインフラ整備や公共施設の建設が進められました（左図参照）。

今後、建物の大規模改修や建て替え、道路や上下水道の更新が必要となってくることを予測されます。

そこで、町の公共施設等の全体を把握し、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化を計画的に行うため、「阿見町公共施設等総合管理計画」の策定を進めています。

さわやかフェア2016

日時:10月23日(日)午前10時~午後3時

問い合わせ さわやかフェア 2016 事務局:政策秘書課 ☎888-1111(282)

さわやかフェアは、町の健康・福祉・環境・産業・消防などおよび町社会福祉協議会・町シルバー人材センターの事業PRイベントです。今回も町商工会主催「商工まつり」、県立医療大学の学園祭「創療祭」と同時開催になります。3つのイベントが行われ、楽しい催しが盛りだくさんです。

※野外の催しは天候により中止になる場合があります

健康づくり展

- ▼薬剤師会活動報告▼健康体操▼薬物乱用防止キャンペーン▼献血コーナー▼健康標語表彰・展示▼健口・歯つらつーコーナー▼血管年齢測定コーナー▼シルバリーハビリ体操▼健康食試食▼混ぜごはん販売(チャリティーバザー)▼みそ汁塩分測定適塩体験・健康クイズコーナーなど
- ※みそ汁塩分測定については、ご家庭で作られたみそ汁を100ccほどご持参ください

産業生活展

- ▼霞ヶ浦浄化キャンペーン▼緑のカーテンコンテスト表彰式▼消費生活展▼消費生活センターPR▼特産加工品試食・販売▼観光ガイドPR▼そば販売▼野菜販売▼いも煮販売▼森林クラブ活動PRーなど

福祉展

- ▼障害者福祉協議会他・団体バザー▼農作物・加工品・手芸品等販売▼社会を明るくする運動キャンペーン▼スペシャルオリンピックス日本茨城PRーなど

動物愛護展

- ▼犬の訓練・しつけ教室▼動物よろず相談▼犬・猫の里親会・バザーーなど



生涯学習展

- ▼ふれあい地区館コーナー▼達人バンク・青少年相談員活動PR▼茨城教育の日PR▼古本市ーなど

産業建設展

- ▼いぶきの丘阿見東事業促進PR▼圏央道促進キャンペーン▼上下水道パネル展示・水の飲み比べ

消防・救急展

- ▼応急手当普及コーナー▼水消火器体験・煙体験▼住宅用火災警報器展示▼消防団員募集案内ーなど



交通・防犯展

- ▼シートベルト体験▼交通安全車両展示▼反射材体験▼反射材販売▼振り込め詐欺防止PRーなど

社会福祉協議会展

- ▼社協事業PR▼ボランティア相談▼福祉バザー▼ミニ手話講座▼朗読体験▼EM講習会▼チャリティー売店▼お茶席・いけばな展ーなど

シルバー人材センター展

- ▼製作品展示販売(草人形・瓢箪(ひょうたん))▼事業紹介ーなど

その他

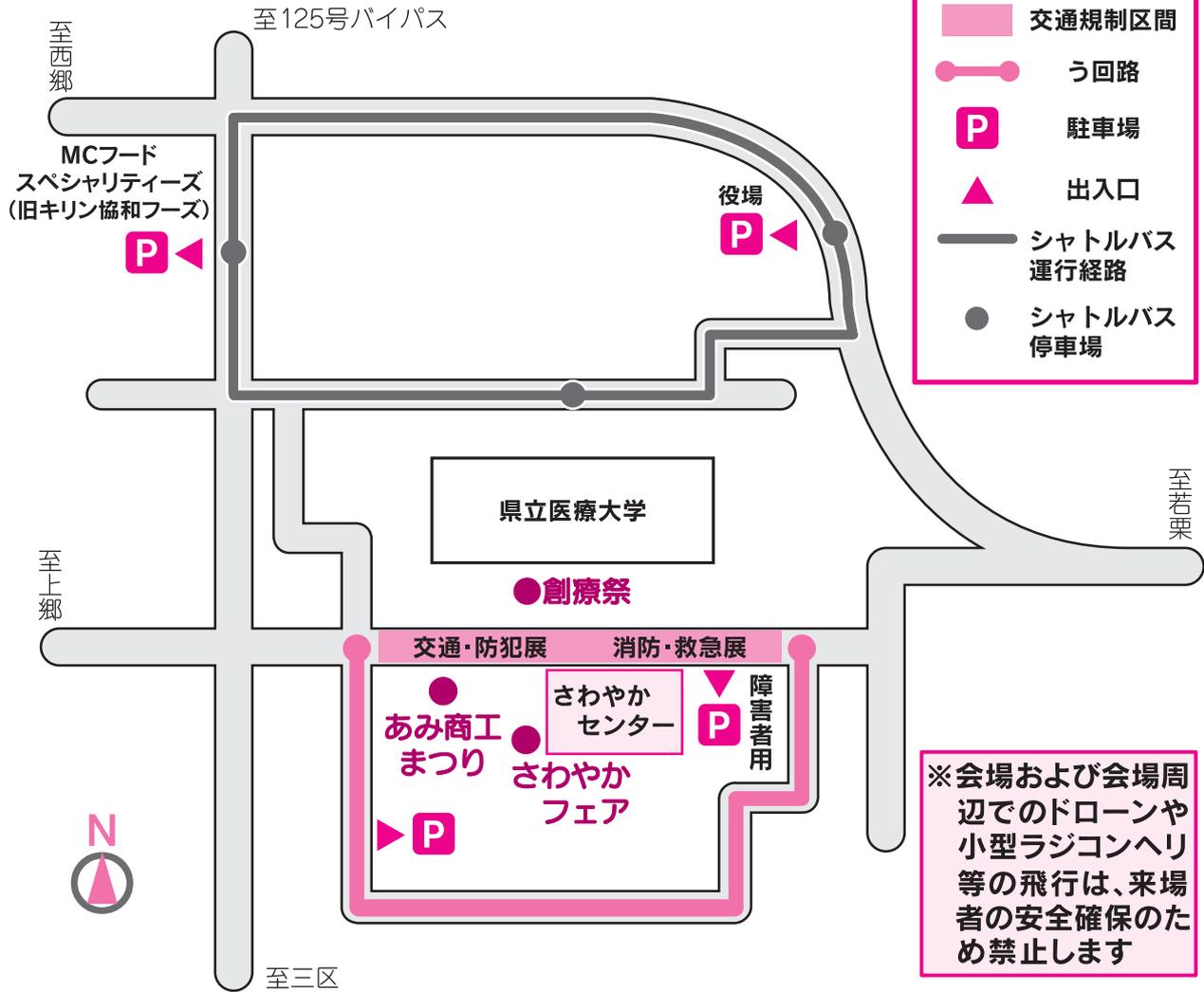
- ▼町国際交流協会活動PR▼売店▼町民活動センターPR▼男女共同参画センターPR▼大好きいばらき県民運動PR▼茨城国体PR▼広報活動アンケートーなど



合同でスタンプラリーを実施します

今年度も、創療祭、商工まつりと合同企画でスタンプラリーを実施します。3つの会場を回って、スタンプ設置店でお買い物をしてスタンプを集めた人に数量限定で景品を差し上げます。ぜひご参加ください。

会場案内図



- 交通規制を実施
『さわやかフェア』開催に伴い町道の一部を交通規制します。当日は、う回路をご利用ください(上図参照)。
また、規制時間内は路線バス荒川沖駅東口〜県立医療大学間は、『県立医療大学』停留所が利用できなくなるため、う回巡行(阿見中央公民館発着)となります。詳細は、関東鉄道(株)土浦営業所(☎82215345)までお問い合わせください。
ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。
- ▼ 規制時間 午前9時〜午後4時
- ▼ 規制内容 車両通行止
- 駐車場
会場付近の駐車場は混雑が予想されます。また、さわやかセンター構内駐車場(障害者用)は一般の来場者のご利用はできませんので、役場駐車場・MCフードスペシャルティーズ(旧キリン協和フーズ)駐車場をご利用ください。各駐車場を循環するシャトルバスを運行しますので、そちらをご利用ください(上図参照)。

同時開催

第22回 創療祭

県立医療大学

日時:10月22日(土)・23日(日) 午前9時30分から 問い合わせ:県立医療大学教務課 ☎840-2108

あみ商工まつり2016

町商工会

日時:10月23日(日) 午前9時20分〜午後4時 問い合わせ:町商工会 ☎887-0552

固定資産

固定資産税に係る 家屋・償却資産の課税について

税務課固定資産税係 ☎888-1111 (155・703)

平成 28 年中に家屋を取壊しされた人へ

固定資産税は 1 月 1 日を賦課基準日とするため、平成 28 年中に家屋を取り壊した場合は、平成 29 年度からその家屋に関して固定資産税および都市計画税は課税されません。

平成 28 年中に家屋を取壊しされた人は年内中に、『家屋滅失届』を税務課に提出していただくか、お電話などによりご連絡ください。税務課職員が現地確認に伺います。なお、法務局において建物滅失登記をしている場合には届出は必要ありません。

平成 28 年中に家屋を新築または増築された人へ

平成 28 年中に『家屋』を新築または増築されている場合、平成 29 年度からその新築または増築された部分が課税対象となります。

課税にあたり、固定資産税および都市計画税の基礎となる評価額を算出するため、税務課職員による家屋調査が必要となりますので、**家屋調査がお済みでない場合には、税務課までお電話などによりご連絡ください。** 下記の家屋調査の日時に税務課職員がお伺いします。なお、調査の日時は、他の人の調査予定が入っている場合もありますので、いくつか候補をご用意いたします。この税務課による家屋調査は、建築基準法における検査・調査とは別のものです。

家屋調査の日時：月曜日～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※原則は土日・祝日・年末年始を除く

家屋調査依頼先：町税務課固定資産税係 ☎ 888-1111(155・703)



① 課税対象になる『家屋』とは？

屋根があり、外壁・シャッター等で 3 方向以上が囲われており、基礎などで物理的に土地に固着していれば、課税対象の『家屋』にあたります。床面積は判断の要件ではありませんので、床面積が小さくても課税対象になります。

② 住宅以外も課税される？

店舗・事務所・車庫・物置など、どのような建物でも①の『家屋』としての要件を満たしていれば課税されます。

事業を営んでいる人・太陽光発電設備を設置されている人へ

固定資産税は、土地・家屋のほか事業用の資産（償却資産）についても課税されます。償却資産は土地・家屋と異なり、所有者から所有する償却資産についての申告を受け、その申告内容を基に課税することになりますので、事業を営んでいる個人・法人は、毎年 1 月 1 日現在に所有する償却資産について忘れずに申告してください（申告書は 1 月中に提出していただくことになります）。

今年新たに町内で事業を始められた個人・法人に対しては、償却資産申告の用紙を郵送しますので、お電話などによりご連絡ください。

また、個人の住宅などに設置された太陽光発電設備も、発電出力が 10 キロワット以上のものについては償却資産に該当する可能性があります。そのような資産を取得した場合にも、お電話などによりご連絡ください。

許さない！町税・国保税滞納。守ります！税の公平

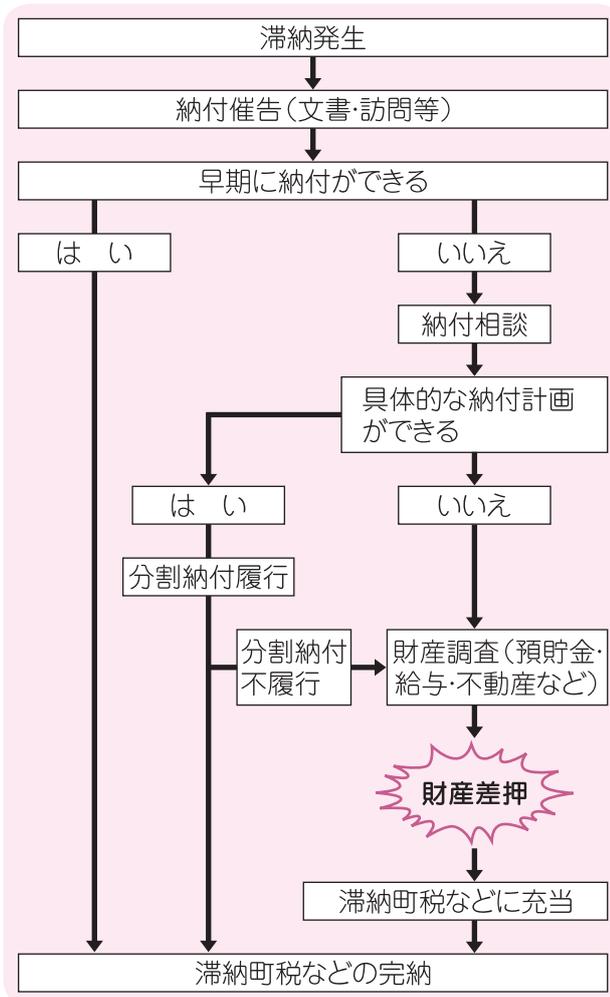
財産の差押を 実施しています！

不動産・預金等差押 228件

(平成27年度実績)

収納課 ☎888-1111 (147・148)

滞納処分の流れ



滞納処分執行状況

	平成27年度	
	件数	換価額(円)
不動産	20	2,603,800
預貯金	134	11,278,046
所得税還付金	11	735,512
給料	40	14,024,627
年金	6	6,701,300
生命保険	12	2,075,729
その他	5	33,900
合計	228	37,452,914

皆さまに納めていただく税金は、安心・安全な住まいまわりの進めようえで、とても大切な財源です。

町では、期限を守り納税していただいた皆さまとの公平性を保つとともに、税収を確保するため、滞納者に対し滞納処分(差押)を厳正に行っています。

納期限を過ぎても町税を納めていない人は、早急に納めていただくようお願いいたします。

自主納付の原則

町税などの納付は、自主納付が基本です。自主納付とは、納税者の皆さまが定められた納期限までに自主的に納税することです。

納期限までに納付がない場合は督促状や催告書などが送付されます。しかし、再三の催告にもかかわらず納付していただけない場合は、納期限内に納付いただいた人との公平性を保つため、財産(預貯金・給与・生命保険・不動産など)を調査し、差押による滞納処分を行うこととなります。

納付が困難な場合は納税相談を！

税金を納期限までに支払わずそのまま放置しておく、督促手数料・延滞金がかかってしまい、滞納処分の対象になります。

病気や失業、事業の経営不振など、さまざまな事情で納期限内に納付できない、一度に納付することが難しいという場合は、納付方法や納付計画について相談をお受けしますので、そのまま放置しないで、収納課へ相談ください。

茨城租税債権管理機構

差押などの滞納処分を受けたにもかかわらず、自主納付がなく放置した場合は、誠実性のない滞納者として、茨城租税債権管理機構に徴収権を移管する場合があります。

茨城租税債権管理機構は、県内市町村で構成され、県が支援する一部事務組合です。市町村から滞納事案を受け、財産差押や差押不動産の公売などの強制換価を行う、租税債権回収業務の専門機関です。

町では、毎年約20件の事案を移管しています。

町総合防災訓練

を実施します



期日:11月6日(日) 時間:午前9時30分から 場所:町立竹来中学校

交通防災課防災係☎888-1111(277)

町は、首都直下地震が発生し、町域で震度6弱を観測したとの想定で総合防災訓練を実施します。

この訓練は、地震発生直後の応急復旧作業、災害支援活動等を各防災関係機関が連携を図りながら、迅速で的確な対応が図れるようにすること、またこれらの訓練を通じて、町民が防災に関する知識を深めることを目的に実施します。 ※訓練は雨天決行としますが、災害が発生したり、発生する恐れのある場合は中止にします。また、その時の状況により、訓練規模を縮小することもあります

実践的な訓練の実施

今年度の訓練は、竹来中学校地区の自主防災組織を中心に、防災関係機関、町の三者連携による実践的な訓練を実施することで、効果的な訓練を目指します。

- ▼情報伝達訓練…防災行政無線の放送、エリアメール(緊急速報メール)・あみメールの配信により、地震の発生および訓練告知を行う情報伝達の訓練
- ▼避難所開設運営訓練…大規模災害時に開設する『避難所』を、自主防災組織・学校・町で連携して開設し運営する訓練。段ボールベッドの作成も行います
- ▼民間事業所との連携訓練(緊急物資搬送訓練・がれき処理訓練)…災害時応援協定を締結している民間事業所との連携訓練
- ▼災害ボランティアセンター設置・運営訓練…災害ボランティア受け入れ訓練 ※別会場(町総合保健福祉会館『さわやかセンター』)で実施します

その他の主な訓練メニュー

- ▼初期消火訓練…バケツリレーおよび消火器による初期消火訓練
 - ▼救出・搬送訓練・救護所開設運営訓練…倒壊家屋および土砂埋没車両から負傷者を救出し救護所へ搬送
 - ▼消火訓練…消防団車両による中継および放水訓練
 - ▼土のう構築訓練…土のうの作成と積み上げの訓練
 - ▼非常食炊き出し訓練…来場者に提供します
 - ▼展示・体験訓練…災害用伝言ダイヤル利用体験・起震体験・煙体験・AED取扱い体験・高所作業車の展示と搭乗体験など
- ◎その他、詳細な訓練内容については、訓練実施要領が整い次第、町ホームページに掲載します

訓練会場にぜひお越しください

今回実施する防災訓練は、どなたでも見学ができますので、ぜひ訓練会場にお越しいただき、実際に防災活動状況を見て体験してください。また、これを機会に、いざという時の『避難所』や『非常持ち出し品』などを各自で確認してみましょう。

訓練実施に伴うお願いとご案内

- ▼訓練開始の午前9時40分頃に、町内全域へ防災行政無線の訓練放送および携帯電話やスマートフォンへのエリアメール(緊急速報メール)・あみメールによる訓練情報の一斉配信を行います。エリアメール(緊急速報メール)を受信すると、マナーモード中でも着信音が鳴る場合がありますので、不都合のある人は電源をオフにするなど事前の対応を各自お願いします
※訓練ですので、本当の災害と間違わないようにご注意ください
- ▼訓練当日、開始直後に、訓練会場の竹来中学校の上空を『状況調査訓練』で県防災航空隊ヘリコプターが被害状況の確認のために5分間程飛来します(着陸はしません)
- ▼会場内では訓練車両がサイレンを鳴らして走行します。エンジン音およびサイレン等の騒音で会場付近にお住まいの皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い致します
- ▼防災訓練の状況を当日ケーブルテレビ局が撮影し、後日放送する予定です。ぜひご覧ください



二セ電話詐欺に注意!!

交通防災課 ☎888-1111 (276・277)

県の二セ電話詐欺被害は、7月末現在で221件発生し、被害総額は約5億3千万円にのぼります。被害額は非常に多額となっており、依然として深刻なものとなっています。

詐欺の手口は非常に巧妙で、一度信じてしまうとなかなかだまされていることに気づけなくなってしまいます。自分はだまされないから大丈夫などと油断せず、常日頃から被害にあわないための対策を意識しましょう。

こんな話には要注意!!

お金がらみの・・・

- ① 心配な話
- ② あわてる話
- ③ 誰にも言えない話
- ④ うまい話
- ⑤ 助かる話

こんな話は…



① 心配な話 ② あわてる話

- ▼ 会社のお金を使い込んだ。監査でばれるとクビになる。お金を立て替えて欲しい
 - ▼ 女性を妊娠させた。中絶費用を肩代わりして欲しい
 - ▼ 友人の借金の保証人になったが友人が失踪してしまった。借金を払いきれないのでお金を貸して欲しい
- ※これらの手口では、身内にトラブルが発生したと偽り、心配させたり、あわてさせたりすることで金銭を要求してきます。また、犯人が警察を名乗りあなたの口座情報がもれていると言って、現金を引き出させることもあります。

③ 誰にも言えない話

- ▼ 未公開株・社債などの資産運用や介護施設への入所権などの話で電話相手に名義を貸してしまい、後で「名義貸しは犯罪」・「警察に逮捕され、裁判になる」などと脅し、金銭を要求してくる
- ▼ 電子メールでインターネットなどの有料サイト利用料や退会費用など、身に覚えのない請求がくる

④ うまい話 ⑤ 助かる話

- ▼ 未公開株や社債、投資や資金運用等の話をもちかけ、投資するように促してくる
- ▼ パチンコの必勝法やロト6の当選番号を教える名目で会員登録料や情報提供料を要求してくる
- ▼ 公的機関の職員をよそおい「税金や医療費を還元するため」などと言ってコンビニエンスストアや銀行や郵便局のATMに誘い出そうとしてくる

だまされないためには・・・

二セ電話詐欺の犯人はさまざま手口で町民の皆さんをだまそうとしてきます。犯罪の被害を少しでも減らすためには、以下のような対策が効果的です。

- ▼ 在宅中でも「留守番電話」を活用する
 - ▼ 不審な電話やメールがきたら安易に信用せずに、家族や警察に必ず相談する
 - ▼ 家族以外の人にはお金を絶対に手渡さない
 - ▼ 自分の名義は他人に貸さない。貸した覚えがなくても不安になったら必ず誰かに相談する
- ※もし、二セ電話詐欺かな? と疑うような電話があった場合は

二セ電話詐欺相談ダイヤル:029-301-0074(24時間対応)

までお電話いただくか、最寄りの警察署へご連絡ください!

女性のさらなる 社会進出に向けて

—女性が輝く社会づくり—



このマークは男女共同参画社会のシンボルマークです

町民活動推進課男女共同参画推進室 ☎888-1111 (271)

町男女共同参画社会推進講演会を開催します

町では、男女共同参画社会の実現のため、町民の皆さんに男女共同参画社会についての見識を更に深めていただくための講演会を開催します。

NHKの健康情報番組『きょうの健康』で15年にわたりキャスターを務めたフリーアナウンサー久田直子氏を講師にお迎えし『老若男女〜いつまでも地域で輝くために〜』をテーマにした講演を行います。

オープニングアトラクションでは、天翔如人のみなさんと浅野勝盛さん・泉水いずみさんによる「ねばねば音頭」を披露します。皆さんのお越しをお待ちしています。

- ▼期 日:10月30日(日)
- ▼時 間:午後1時15分～3時(開場:12時30分)
- ▼場 所:本郷ふれあいセンター ※託児サービスあり
- ▼定 員:300人(入場料無料・自由席)
- ▼その他:事前申込不要。ただし託児サービスを利用する場合は電話かファクシミリで直接下記に申し込む
- ▼問合せ:町民活動推進課 男女共同参画推進室 ☎888-1111(271)
ファクシミリ:887-9560



▲講師の久田直子氏

町男女共同参画社会推進会議が新しいメンバーを迎え始動しました



町第3次男女共同参画プランの策定や推進に関する事項について審議する『町男女共同参画社会推進会議』を新しい委員のもと、6月から実施し、同様の会議を9月までに3回開催しました。

町民意識調査の結果や、社会情勢の変化に伴う課題、女性活躍推進法等の内容を盛り込み、新たな基本目標や施策について検討していきます。

今年度中の町第3次男女共同参画プラン完成を目指し、15人の委員で残る3回の会議を開催していきます。

タウンAMI女性の会が普通救命講習会を実施しました

6月21日(火)、タウンAMI女性の会では、「普通救命講習会」を中央公民館で開催し、20名の参加者が心肺蘇生法やAEDの使い方について3時間の講習を受けました。



『もしも、あなたの大切な家族が、友人が目の前で倒れたら』
119番して救急車が到着するまで(全国平均8分30秒)
あなたしかできないことがあります…

阿見町の地域貢献・社会貢献活動団体



町民活動センター ☎888-2051 / 町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

『町民活動センター』は、市民活動団体の情報や活動する場を提供するとともに、市民活動団体・企業・行政等の異なる特徴を持つ各主体が連携する協働によるまちづくりを推進しています。今回は、町民活動センターに寄せられた情報の中から2団体をご紹介します。

あみ。コミュニケーション能力を育てる運動プログラム

私たちは、運動プログラムを通して、親子のコミュニケーションを深めることや高めることを目的とした療育的な教育支援活動を、平成27年10月より実践しています。

親子のコミュニケーションを深めるためには、情の働き（やる気・頑張り・欲求など）の活性と、認知の働き（考える・覚える・理解する・見分ける・判断する・色々なものを操作する等）の活性が、密接に関連していると考えます。そこで、それぞれの働きの活性化に望ましい環境を整えることがコミュニケーション能力を高めるために必要不可欠と思ひ、活動を始めました。



▲旗を使った運動もあります

1歳～12歳の親子を対象に、1歳～6歳グループ（未就学児）、7歳～12歳グループ（小学生）のふたつのグループに分かれて、バランス機能・感覚機能・協調運動機能を高めるための運動やダンスやいろいろな遊びをしながら人とかかわり合うことを学びます。親子がふれ合い・見つめ合い・笑い合い・喜び合うことで、お子さんに心の安心・安定をもたらし、親御さんはお子さんの心を速やかかつ的確に読み取り補助できるようになります。

言葉の問題等で困りの人は、見学も可能ですので、どうぞお気軽にご参加ください。個別相談も行なっていますので、ご連絡お待ちしております。

活動日時 毎月第1・第3土曜日 午後1時～3時ほか

活動場所 町民活動センターほか

対象 小学生の親子・未就学児の親子（子ども1人につき教材費500円をいただきます）

問合せ 『あみ。コミュニケーション能力を育てる運動プログラム』代表 鴻巣 ☎029-887-2530

町地域貢献・社会貢献団体の活動報告コーナー

●フラダンスグループ「ピカケ」がボランティアでフラダンスを披露

7月19日（火）、フラダンスグループ「ピカケ」が、フラダンスでデイサービス利用者を楽しんでいただくために「デイサービスセンターさとのこハウス荒川本郷」を訪れました。

当日は、フラダンスを見学したいと多くの利用者が見学に集まり、さまざまな振り付けを講師が説明した後に、メンバーがフラダンスを披露しました。利用者の皆さんもメンバーと一緒にフラダンスを楽しみ、会場が優雅な雰囲気になりました。



▲素敵な踊りを披露しました

次回の「NPO・ボランティア設立・運営勉強会」は、10月21日（金）実施予定です。市民活動団体の活動日時やその他講座についての情報は、町ホームページまたは町民活動センターだよりをご覧ください。

ご利用ください！ 介護保険

介護保険のサービス を利用するには？

介護 保険

高齡福祉課介護支援係 ☎888-1111 (143・144)

日 常生活に不自由を感じるようになり、介護保険のサービスを在宅で利用したいとき、どのようにすれば良いのでしょうか？ 今回は、利用までの手順についてご説明します。

利用までの手順

①	申請
②	要介護認定 認定調査
	主治医の意見書 審査会の判定
③	認定結果通知
④	地域包括支援セン ター・居宅介護支 援事業所への依頼
⑤	介護サービス計画作成
⑥	サービスの開始

① 申請

高齡福祉課の窓口で、要支援・要介護認定の申請を行ってください。本人や家族以外でも、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などに申請を代行してもらうことができます。65歳以上の人は、介護や日常生活の支援が必要になったときどなたでも申請することができますが、40～64歳の人は、16種類の特定疾病により介護や支援が必要となった人が対象です。

● 申請に必要なもの

- ▼ 介護保険要介護・要支援認定申請書・高齡福祉課の窓口にあります
 - ▼ 介護保険被保険者証：65歳以上の人
 - ▼ 健康保険被保険者証：40～64歳の人
 - ▼ 身分証明書・窓口に来られる人と本人の身分が証明できるもの
- ※申請書には本人の氏名や生年月日などのほかに、意見書を依頼する主治医（かかりつけ医）の氏名、医療機関名を記入していただくようになります。事前にご確認のうえ、申請をお願いします

② 要介護認定

● 認定調査：町の調査員が自宅を訪問し、心身や生活状況について、74項目の調査を行います。調査には本人のほか家族にも立ち会いをお願いしています

※調査の主な内容は、▼ベッド・布団から起き上がれますか？ ▼1人で買い物に

行けますか？ーなど

● 主治医の意見書：町が申請書に記入してある主治医（かかりつけ医）に依頼し、心身の状態や生活機能について、意見書を書いてもらいます

● 審査会の判定：認定調査の結果と主治医の意見書をもとに、保健・福祉・医療の専門家による『介護認定審査会』において、介護の維持・改善の可能性について審査を行い、7段階の要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）、または非該当のいずれかに判定します

③ 認定結果通知

認定結果を郵送でお知らせします。原則として、申請日から30日以内に認定結果通知が届きます。

④ 地域包括支援センター！居宅介護支援事業所への依頼

介護保険のサービスを在宅で受けるためには、事前に介護サービス計画を作成する必要があります。要支援1・2の人は地域包括支援センターに、要介護1～5の人は居宅

介護支援事業所に連絡し、介護サービス計画の作成を依頼してください。

※居宅介護支援事業所のほか各サービス事業所の一覧は、高齡福祉課の窓口にあります

⑤ 介護サービス計画作成

『どのような目的でどんなサービスをどのように利用するか』という計画です。

介護の知識を幅広くもった専門家であるケアマネジャーが、本人や家族との面接・課題分析・サービス担当者会議ーなどを行いながら作成します。作成した介護サービス計画は、本人の同意を得て決定されます。計画の相談や作成についての利用者の費用負担はありません。

⑥ サービスの開始

居宅介護サービス・介護予防サービスは、⑤で作成した計画に沿って行われます。

サービス費用の1割または2割が利用者負担となります。

※平成29年4月1日以降、申請方法やサービス利用方法が一部変更となりますのでご注意ください

子育てを応援します

28
子育て



みなさん、こんにちは。

さわやかな風が心地よく感じられ、季節の変化を感じますね。

今回の子育てシリーズは、先月に引き続き『乳幼児の生活』についてお届けします。

Q 箸が上手に使えません。どうしたらよいでしょうか？

A. 2歳くらいになると、親や兄弟が箸を使っているのを見て、自然と関心を持ち使ってみたいと思うようになります。はじめは、箸でつかみやすい物から挑戦してみるとよいですね。普段の食事の中で滑りにくい物を箸でつかみやすい大きさに切ってあげるとよいかと思います。使い始めは、スプーンやフォークを用意し、必要な時は使えるようにしておきましょう。また、指先を使った遊びを楽しむことで自然と身に付けられることもあります。お家の人と一緒に楽しい食事の時間となるように無理なく進めていけるとよいと思います。



Q トイレトレーニングの進め方を教えてください。

A. 歩けるようになってきたら、機嫌のよい時にオマルやトイレに誘ってみましょう。朝や昼寝の目覚めの時にオムツが濡れていない時は、排泄が成功しやすいです。排泄できた時はお子さんをたくさんほめてあげましょう。お家の人にほめられたことが自信となり、次への意欲につながります。なかには、モジモジしたり、表情が変わったりすることで排泄のタイミングが分かることもあります。「オシッコが出たら、シーシーって言ってね」等伝えてみましょう。トイレにお子さんの好きな絵を貼って誘いかけたり、排泄をテーマにした絵本を読み聞かせたりして、楽しみながら進めたいですね。



Q 歯磨きを楽しい時間にしたいです。何かよい方法はありますか？

A. 歯磨きの時間は短い時間ではありますが、楽しい時間にしたいですね。お子さんが歯磨きに興味を持てるように、歯磨きをテーマにした絵本をお子さんと一緒に見て「バイキンさようならだね」「○○ちゃんもきれいにしようか」等話しかけると実際の歯磨きとのつながりを感じられるかもしれません。歯磨きの時には、お子さんの好きな童謡を流したり、お家の人々が歌をうたってあげたりしてゆったりとした雰囲気を作りたいですね。お子さんの成長に合わせて歯磨きをすることの意味を知らせていくとお子さんなりに理解をして歯磨きができるようになっていくと思います。



各保育所・保育園についての問い合わせ：子ども家庭課 ☎888-1111 (119)



『擬制世帯』ってなあに？

社会保険に加入しているのに…
どうして私に国保の納税通知が？

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131 ~ 133)

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

擬制世帯とは？

世帯主が町国保以外の社会保険等に加入していて、同じ世帯のだれかが国保に加入している場合、その世帯を『擬制世帯』といいます。

国保には▼職場の社会保険等加入者とその扶養を受ける人
▼生活保護を受けている人
—以外のすべての人が加入しなければなりません。

国民健康保険は、世帯単位（保険証は一人一枚）で構成され、保険証や国保税の納税通知書等は世帯主に送付されます（国民健康保険法、地方税法）。

世帯主は国保に加入していない場合でも、国保税の納税義務を負うことになります。

国保税は国保加入者の前年の所得や固定資産税額、加入人数などにより算定されます（国保税の軽減判定には世帯主の所得も含まれます）。

国保上の世帯主を変更するには？

次のすべての要件を満たす擬制世帯の被保険者は、届出により国保における世帯主と

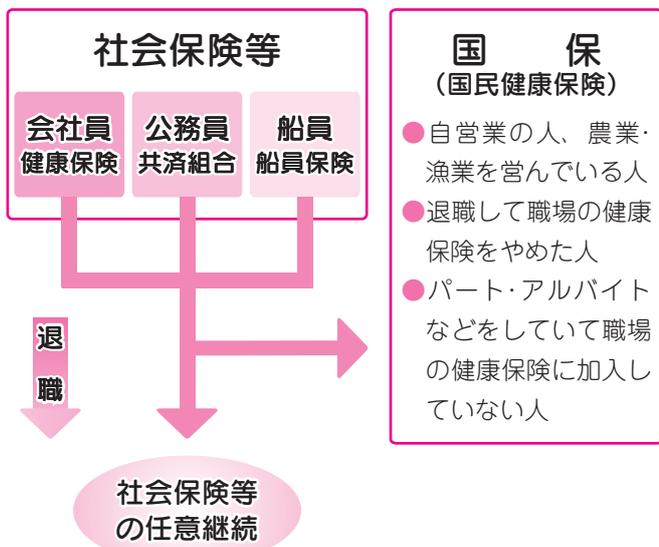
国保をやめる場合	持参するもの
ほかの市区町村へ転出するとき	保険証・印鑑
ほかの健康保険などに入ったとき	国保と社会保険等の保険証・印鑑
生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書・保険証・印鑑
死亡したとき	死亡を証明するもの・保険証・印鑑

社会保険等に加入したときは届け出を忘れずに！

社会保険等に加入した場合、14日以内に国保の窓口で資格喪失の手続きが必要になります（左表参照）。

して変更できる場合があります。▼国保税に未納がない▼今後の納付・届出義務等に国保運営上支障がないと認められる▼世帯主の同意がある—人

いずれかの医療保険に入ることになります



一定の条件を満たせば、引き続きその医療保険に加入することができます

擬制世帯に限らず、ご家族の人が社会保険等に加入している際、次の①と②の両方の条件を満たしていれば、その『被扶養者』として社会保険等に加入できる場合があります。詳しくは勤務先にご確認ください。

- ① 国保加入者が社会保険等加入者の、▼直系の尊属・配偶者・子・孫・弟妹▼3親等以内の親族で同一世帯—のいずれかに該当し、主として社会保険等加入者の収入により生計を維持している人
 - ② 年収が130万円未満（60歳以上または障害者の人は180万円未満）で、社会保険等加入者の年収の2分の1未満の人（高校・大学を卒業し、アルバイト等で収入のある人なども該当する場合あり）
- ※失業給付を受けている人は、原則として給付期間中は被扶養者とは認められません。しかし、給付額が少ない場合には認められる場合もあります

医療費の適正化にご協力を！

柔道整復師（整骨院・接骨院） の正しいかかり方

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131 ~ 133)

柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術を受けるときは、国民健康保険が「適用される場合」と「適用されない場合」があります。柔道整復師へのかかり方を正しくご理解していただいたうえで、適正な施術を受けていただきますようお願いします。

※病院などの保険医療機関での「治療」と区別するため、柔道整復師では「施術」の表現が用いられています

■国民健康保険が適用される場合（保険証が使えます）

▼外傷性の骨折・脱臼・打撲および捻挫に対する施術

※骨折および脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です

■国民健康保険が適用されない場合（保険証が使いません）

次のような施術は保険の対象とならないため、施術費用全額が自己負担となります。

▼日常生活による疲労・肩こり・腰痛など

▼スポーツによる筋肉疲労

▼脳疾患後遺症などの慢性病

▼症状の改善がみられない長期の施術

▼マッサージ代替りの利用

▼病院や診療所などで同じ負傷等を治療中のもの

▼労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷

■施術を受けるときの注意

■負傷の原因を正確に伝えましょう

外傷性の負傷でない場合や労災保険が適用される負傷の場合、国民健康保険は使いません。負傷の原因を正確に伝え、保険証が使えるかどうかをご確認ください。また、交通事故などによる第三者行為に該当する場合は、国保年金課に届出が必要です。

■療養費支給申請書の内容をよく確認して署名または捺印をしましょう

多くの整骨院などでは、柔道整復師が患者本人に代わり保険者に請求を行う「受領委任払い」の方法をとっています。施術を受けたときは、療養費支給申請書の受取代理人欄（住所・氏名・委任年月日）に、原則患者の自筆による記入が必要です。署名または捺印をする際は「負傷原因・負傷名・日数・金額」をよく確認をしてください。



■領収証は必ず受け取りましょう

領収証は無料で発行することが義務付けられています。医療費控除を受ける際にも必要になりますので、大切に保管してください。

■施術内容についてお尋ねすることがあります

施術日や施術内容などについて照会させていただく場合があります。柔道整復師にかかったときは、負傷部位・施術内容・施術年月日の記録・領収書などを保管し、照会がありましたら、ご自身で回答できるようにご協力をお願いします。

もしも、病気やけがで障害が残ったら…

障害基礎年金

国民年金加入中に、病気やけがで障害が残ったときや、20歳前の事故や疾病等で障害認定日に政令で定められている障害（国民年金の障害等級の1・2級）の状態になった場合に障害基礎年金が支給されます。



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

- 年金が受けられる要件
- ① 初診日（病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）において国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所を有していること
- ② 初診日の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上の保険料を納めた期間（保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む）があること
- ※特例として、平成28年3月31日までに初診日がある場合、初診日が属する月の前々月までの直近の1年間に、保険料の未納期間がないこと
- ※4分の1納付・2分の1納付・4分の3納付の承認を受けた期間は、一部納付額を納めないと未納期間扱いとなります
- ③ 障害認定日に、政令で定められている障害等級表の1級または2級の状態になっていること。または、障害認定日（※）に該当しなかった人が、65歳になる日の

●20歳前に障害となった場合の所得制限

扶養人数	0人	1人	1人増すごとに
本人所得一部停止	3,604,000円	3,984,000円	380,000円
本人所得全部停止	4,621,000円	5,001,000円	

※平成17年8月から
 ※上記の金額を超えた場合に、一部停止または全部停止
 ※老人扶養・特定扶養親族等がいるときは、別の基準となります

前日までに該当するようになり、請求したとき
 ※障害認定日：原則として病気やけがにより、初めて医師の診療を受けた日から1年6か月を経過した日。または、1年6か月以内に症状が固定した日
 ●20歳前に初診日がある場合
 20歳に達したとき、③の要件を満たしていれば、障害基礎年金は受けられますが、本人の所得制限があります（左表参照）。

土浦年金事務所から

■国民年金保険料『5年の後納制度』が始まりました

『10年の後納制度』は、過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる仕組みです（本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することができません）。この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができましたが、『10年の後納制度』は、平成27年9月30日をもって終了しました。

終了後、平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる『5年の後納制度』が始まりましたが、10年の後納制度よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額が高くなります。

後納制度を利用するには申し込みが必要です。詳しくは『国民年金保険料専用ダイヤル(0570-011-050)』または、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

※老齢基礎年金を受給している人などは、後納制度の利用はできません。

■問い合わせ

土浦年金事務所 ☎825-1170

- 年金額（4月1日改定）
- ▼一級障害：97万5125円
- ▼二級障害：78万1000円
- 障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている子（18歳に到達する年度末までの子、1・2級の障害のある20歳未満の子）があるときは、年金の額が加算されます。

- 年金の加算額
- 加算対象の子が―
- ▼2人目まで（1人につき）…22万4500円
- ▼3人目以降（1人につき）…7万4800円

詳しくは国保年金課または土浦年金事務所お客様相談室（☎825-1170）まで

インフルエンザ予防接種費用 を助成します



健康づくり課保健予防係（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

町では、町内在住の生後6か月～中学3年生の人および65歳以上の人、また60歳以上65歳未満の特定の人について、インフルエンザ予防接種に対する接種費用の一部助成を行います。

インフルエンザの症状は、突然の高熱・頭痛・関節痛・筋肉痛などで、風邪に比べて全身症状が強いことが特徴です。また、気管支炎や肺炎等を合併し、重症化することが多いと言われています。うがい・手洗い、マスクの使用などの予防とあわせて、流行前に予防接種を受けておく効果的です。

小児インフルエンザ予防接種

- ▼助成対象:平成28年10月1日現在で生後6か月～中学3年生に相当する年齢の人
- ▼助成期間:10月1日(土)～12月31日(土)
- ▼助成額:1,000円(接種1回分のみで、助成額を超えた場合の差額は自己負担)
- ▼接種方法:インフルエンザ予防接種予診票(9月末発送)・母子健康手帳を協力医療機関に持参し、接種を受けます

高齢者インフルエンザ予防接種

- ▼助成対象:
 - ①平成28年9月30日現在で65歳以上の人
 - ②平成28年10月1日から12月31日までに65歳を迎える人
 - ③60歳以上65歳未満の人で、心臓・じん臓・呼吸器疾患・ヒト免疫不全ウイルスによる疾患で身体障害者手帳1級を有する人
- ▼助成期間:10月1日(土)～12月31日(土)
 - ▼10月1日(土)～11月30日(水)の間に対象年齢になる人は誕生日～12月31日(土)
 - ▼12月1日(木)～12月31日(土)の間に対象年齢になる人は誕生日～平成29年1月31日(火)
- ▼助成額:2,000円(接種1回分のみで、助成額を超えた場合の差額は自己負担)
※生活保護を受給されている人は自己負担が免除となりますので、必ず接種を受ける前に健康づくり課にご連絡ください。免除券を発行します
- ▼接種方法:インフルエンザ予防接種予診票を協力医療機関に持参し、接種を受けます
 - ▼①に該当する人には9月下旬に予診票を郵送します▼②に該当する人には65歳を迎える月の前月末に予診票を郵送します。ただし、65歳を迎えてからでないと接種することが出来ません。ご注意ください▼③に該当する人には予診票を郵送しますので、健康づくり課にご連絡ください。

予防接種を受けるにあたっての注意事項

病院に通院中の人は、予防接種後の副反応を防ぐため、必ず主治医に相談し、当予防接種が受けられることを確認してから接種してください

インフルエンザを予防するために

- ▼手洗い・うがい・マスクの着用等によりウイルスの侵入を防ぎましょう
- ▼十分な休養と栄養摂取により体力や免疫力を高めましょう
- ▼流行時にはなるべく人ごみ等への外出を控えましょう
- ▼部屋では、湿度50～60%を保ち乾燥に注意しましょう

みなさん、お元気ですか？
気持ちの良い風と自然の中へウォーキングにでかけましょう！



町運動普及推進協議会だより

町運動普及推進協議会事務局（健康づくり課内） ☎888-2940

運動普及推進協議会は、町民の皆さんに健康を維持するための運動の普及活動を行うボランティア団体です。今回は地域の皆さんの健康づくりに活用していただけるよう、楽しく歩けるウォーキングコースをご紹介します。

● **コミュニティヘルスロード**
君原地区には自然と名所旧跡がたくさんあります。健康づくりに取り組みながら、町の歴史も学べてしまう、一石二鳥のコースを作成しました。のどかな田園風景が広がり、四季折々、草木の色の変化を楽しむことができます。ときにはいつもと違うコースを歩いてみると、いろいろな発見があつておもしろいと思います。皆さんもぜひ君原散歩コースを歩いてみてください。

▼ 日中の明るい時間帯に歩くことをお勧めします。また、歩道が少ないので車に十分注意して歩きましょう

▼ コース内に阿見町名所百選の案内板がありますので、ぜひ



▲ 君原散歩コース

ひご覧ください。

① **3.9キロメートルコース**
君原公民館→埜城跡→蔵福寺→君原小学校→君原公民館

② **2.8キロメートルコース**
君原公民館→中山倉夫碑→池の辺堤と弁天の祠→埜不動尊→君原公民館

● **運動時の注意事項**
▼ 準備運動・整理運動はしっかりと行いましょう ▼ 水分補給は忘れずにこまめに行いましょう ▼ 交通ルールを守りましょう ▼ 体調にあわせて、無理をしないようにしましょう

● **運動普及推進員の活動について**
運動普及推進員の活動のひとつに、地域の皆さんと体操を行う「つるかめ教室」があります。つるかめ教室ではオリジナルストレッチ「花体操」やタオル体操、転倒予防の体操、リズム体操に加え、脳トレやゲームなどを取り入れ、毎月楽しみながら運動をしています。

● **新しい運動普及推進員も活躍しています**
昨年度の「運動普及推進員

養成講習会」を修了した新しい運動普及推進員も定例会での研修を重ね、積極的に地区の活動に参加しています。

● **新しい運動普及推進員の声**
「地域の皆さんと一緒に体操すると、皆さんの笑顔に、私たちも元気をもらえます。これからも楽しく体操を続けていきたいです。」

「皆さんの前に立って体操をする難しさや、参加者に体操のポイントを伝える難しさを実感しています。先輩推進員と一緒に頑張りたいと思います。」

● **「さわやかフェア」で一緒に体操しませんか**
10月23日(日)に開催される「さわやかフェア」において、運動普及推進協議会による体操のコナーを設けます。新しい推進員はもちろん、運動普及推進員全員で、皆さんが楽しく体操ができるような楽しい企画をご用意しておりますので、ぜひ体を動かしに遊びに来てください。



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

企画展『予科練の足跡』開催



予科練平和記念館へ各地からご寄贈いただいた収蔵資料の展示を行います。予科練ゆかりの地に残るさまざまな思い出や予科練の足跡をたどる展示です。

また、一部コーナーでは、現在の海上自衛隊航空学生と予科練の当時の姿を比較する写真展を行っています。

- ▼期 日:10月30日(日)まで ※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館
- ▼時 間:午前9時～午後5時(入館は4時30分まで)
- ▼場 所:予科練平和記念館 20世紀ホール
- ▼観覧料:常設展チケットでご覧いただけます

『零戦』実物大模型を展示しています

予科練平和記念館開館5周年記念事業で制作した、実物大『零式艦上戦闘機二一型』模型(以後『零戦』とする)を展示しています。毎週日曜日および祝日に、格納庫前に引き出して展示していますので、ぜひご覧ください。観覧料は無料です。

※雨天および強風の場合は公開中止となります

▼公開日:開館日に公開 ※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館

▼時 間:午前9時～午後4時30分

▼場 所:予科練平和記念館隣接の格納庫および格納庫前

※日曜日および祝日は屋外に展示します(雨天・強風の場合は除く)



▲実物大で再現された『零戦』

◎学芸員のつぶやき

今回は予科練習生も含めた軍隊の言葉遣いについてのお話です。

予科練習生は、地方の区別なく試験に合格すれば日本全国どこからでも入隊することができました。そのため入隊直後はいろいろな方言、訛りが飛び交ったそうです。これが通常の学校であれば言葉遣いはそのままでも良かったのかもしれませんが、軍隊では許されません。軍隊では全員共通した言葉で、聞き取りやすい発音の仕方でない、一刻を争う命令や報告の際に意味の取り違いがおこりかねないためです。そのため言葉の修正は必要なことでした。

軍隊が言葉遣いに厳しいというのは、現実的な理由があったわけです。戦争映画などで、軍人の言葉に訛りが無いのは、そんな意図もあるようです。

ただ、あくまで職務の上で必要なことなので、仕事を離れ仲間内で会話をするときは訛って話すことも多くあったそうです。

いきいき学びの町AMI

生涯学習フェスティバル

主催 いきいき学びの町AMI推進会議・町・町教育委員会



町では『いきいき学びの町AMI生涯学習フェスティバル』として、10月から11月にかけてさまざまな行事を開催します。皆さんお誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください。

※期間中、毎週月曜日は休館となりますのでご注意ください



共に育む『教育の日』

期日 11月5日(土)
午前部 8時30分～正午
午後部 1時～4時30分
場所 町内各小・中学校
内容 各小・中学校ごとの行事
場所 県立医療大学講堂
内容 ▼少年の主張 ▼教育委員会表彰 ▼講演会

共に育む『教育の日』 公開講演会(無料)

期日 11月5日(土)
時間 午後2時45分～4時15分
場所 県立医療大学講堂
内容 『人生で伸びる子を育てる』
 幼少期に求められるしつけ教育について』
講師 浅野房雄氏



まちづくり探検隊 作品展

期間 10月8日(土)～16日(日)

期日 ※10日(月)・11日(火)は休館
時間 午前9時～午後7時
場所 中央公民館
内容 小学3～6年生のまちづくり探検隊作品展

下村千秋記念

読書感想文・感想画 コンクール作品展

期日 10月8日(土)～16日(日)
 ※10日(月)・11日(火)は休館
時間 午前9時～午後7時
場所 中央公民館
内容 町内小学生・中学生のコンクール応募作品の展示

文化財展

期日 10月23日(日)～30日(日)
 ※24日(月)は休館
時間 午前9時～午後5時 ※23日(日)は正午から。30日(日)は正午まで
場所 中央公民館
内容 町文化財調査研究会による展示

達人バンク登録者 紹介

期日 10月23日(日)～30日(日)
 ※24日(月)は休館
時間 午前9時～午後5時 ※23日(日)は正午から。30日(日)は

期日 正午まで
場所 中央公民館
内容 達人バンク登録者のプロフィール紹介と作品展示

児童生徒作品展

期日 10月8日(土)～16日(日)
 ※10日(月)・11日(火)は休館
時間 午前9時～午後7時
場所 中央公民館

出展学校・保育所等

▼小学校：阿見小学校・実穀小学校・吉原小学校・本郷小学校・君原小学校・舟島小学校・阿見第一小学校・阿見第二小学校・中学校等・阿見中学校・朝日中学校・竹来中学校・霞南至健中学校・霞ヶ浦聾学校▼保育所：中郷保育所・二区保育所・南平台保育所▼幼稚園：阿見みどり幼稚園・阿見認定こども園・荒川沖幼稚園・ふたば幼稚園▼保育園：あゆみ保育園・阿見ひかり保育園・さくら保育園
内容 絵画・工作・毛筆・硬筆の各部門

芸術展

期日 10月23日(日)～30日(日)
 ※24日(月)は休館
時間 午前9時～午後5時 ※23日(日)は正午から。30日(日)は

は正午まで
中央公民館

展示内容 ▼美術：日本画・水墨画・洋画・植物画・書道・篆刻・写真・ちぎり絵・木彫・陶芸・七宝焼・絵手紙・獅子頭・面打ち・押花

―など▼文学：俳句・短歌
▼生活文化：手芸・草人形・手編み・リボンアート・革工芸・パッチワーク・パンフラーワー
―など

作品募集要項 22ページを参照

伝統芸能まつり

期間 10月16日(日)
時間 午後0時30分(開場：正午)
場所 本郷ふれあいセンター
内容 地域に受け継がれている伝統芸能・伝統文化の披露

芸能発表会

期日 11月13日(日)
時間 午前10時～午後3時
場所 かすみ公民館
団体 ▼音楽：喜幸会阿見支部▼舞踊：道松会・英美会・欽萃会・若ひさ会・扇美会・あやめ会・佐保苑会・花あわせ・喜和会▼芸能：阿見かつばれ道場・君島芸能保存会・曙面舞会・阿見詩吟会・阿見俳句会・ピカケ・アロハココナッツ・プメハナ

図書館の催し

●竹吉優輔講演会

期日 10月29日(土)
時間 午後2時～3時30分
場所 図書館2階視聴覚室
講師 竹吉優輔氏

●古本市(古本配布)

期間 10月21日(金)～11月6日(日)
時間 午前9時～閉館まで
場所 図書館玄関
内容 除籍本を希望者に配布

●かみしばい会

期日 11月6日(日)
時間 午後2時～2時30分
場所 図書館1階おはなしコーナー
出演 紙芝居の会「レインボー」

●絵本の読み聞かせ

期日 11月1日(火)
時間 午前10時30分～11時
場所 図書館1階おはなしコーナー
出演 おはなしポシエットの会

●県立歴史館出前講座「句玉作り体験」

期日 11月19日(土)
時間 午後2時～3時30分
場所 図書館2階視聴覚室
講師 江幡寛氏
対象 小学生以上
募集人数 20人

●映画会

期日 ①11月12日(土) ②27日(日)
時間 午後2時から
場所 図書館2階視聴覚室
題名 ①『セサミストリート ザ・ムービー おうちに帰ろう、ビー

ックバード!」(88分) ②『シーヴァス 王子さまになりたかった少年と負け犬だった闘犬の物語』(97分)

●大人のおりがみ教室

期日 11月26日(土)
時間 午前10時～正午
場所 図書館2階視聴覚室
講師 増田智美氏
募集人数 20人



▲大人おりがみ教室の様子

各ふれあい地区館の催し

●吉原小学校区「吉原ふれあい広場」

期日 10月16日(日)
時間 午前9時～午後0時30分
場所 吉原小学校
●第一小学校区「地区館まつり」

期日 10月30日(日)
時間 午前9時～午後3時
場所 かすみ公民館

●第二小学校区「地区館まつり」

期日 10月30日(日)
時間 午前8時45分～午後4時
場所 阿見第二小学校

●実穀小学校区「地区館まつり」

期日 11月13日(日)
時間 午前8時30分～午後0時30分
場所 実穀小学校

●阿見小学校区「ふれあいイベントまつり」

期日 11月20日(日)
時間 午前9時30分～午後0時30分
場所 県立医療大学体育館

●本郷小学校区「地区館まつり」

期日 11月20日(日)
時間 午前9時～午後0時30分
場所 本郷ふれあいセンター

●君原小学校区「地区館まつり」

期日 11月20日(日)
時間 午前9時～午後2時
場所 君原公民館
※地区在住者芸術作品展、ふれあい茶会も開催

●舟島小学校区「地区館まつり」

期日 11月20日(日)
時間 午前8時40分～午後2時
場所 舟島ふれあいセンター
※各小学校区とも内容は「舞台発表・作品展示・ミニゲーム」などとなっています

●「ふれあい地区館スポーツ交流会」

期日 11月27日(日)
時間 午前8時30分～午後5時
場所 阿見小学校体育館

内容 ふれあい地区館対抗ソフトボール・レーボール・輪投げ大会

※22ページに続く

● 第 37 回町芸術展作品募集 ●

町芸術展は、いきいき学びの町 AMI 生涯学習フェスティバルの一環として開催しています。
第 37 回町芸術展の作品募集要項が次のとおり決まりました。あなたの力作を応募してください！

開催日時：10月23日(日)～30日(日) 午前9時～午後7時【23日(日)は正午から。30日(日)は正午まで】

※10月24日(月)は休館日

展示会場：中央公民館

作品搬入：10月23日(日) 文化協会団体は午前9時から中央公民館に搬入（一般出展者は午前10時から）

※23日(日)以外は、一切受け付けません

作品搬出：10月30日(日) 午後3時～5時に作品搬出 ※11月1日(火)も可

作品展示：各展の展示についての異議は一切受け付けない

搬入時の注意：▼出品される人は、雅号・俳号等のほか、必ず本名を記入すること

▼額装・パネル等の作品は、必ず金具等を取り付けて出品すること

▼出品作品を申込書に記入すること

その他：▼開催期間中は原則として、団体ごとに当番をおく

▼展示期間中、継続して展示できない人は出品をご遠慮ください

▼今年度は「文化財展」の展示が、同じ中央公民館のフロアを使用して行われます

● 応募条件

▼ 美術

日本画・水墨画・洋画・植物画 一人2点以内。6～50号。
額装

書 道 一人2点以内。条幅・茶掛とし、表装を原則とするが、仮巻でも良い(条幅の場合は全長240センチメートル以内)

篆 刻 一人2点以内。半切以内。額装

写 真 一人2点以内。白黒・カラーとも四ツ切以上全紙まで。組写真可。パネルまたは額装

ちぎり絵 一人2点以内。4～20号、額装

木彫・陶芸 一人2点以内。大きさは制限しない

七宝焼 点数・大きさとも制限しない

絵手紙 一人2点以内。大きさは制限しない

獅子頭 一人1点

面打ち 一人2点以内

押 花 一人2点以内。額装

▼ 生活文化

手芸・草人形・手編み・リボンアート・革工芸 一人2点以内。横70センチメートル以内

パッチワーク・パンフラワー 一人2点以内

▼ 古典芸能

生 花 一人1点。50センチメートル四方とし30杯で締め切る。流派は問わない

▼ 文学

俳 句 兼題「水澄む」および当季雑詠通して3句。9月30日(金)までに所定の投句用紙(各公民館に準備)に記入し、事務費300円(切手可)を添えて中央公民館に投句する
※俳句会:10月2日(日)午後1時30分～4時
会場:中央公民館

短 歌 未発表の詠草1首をハガキに書いて投歌する
※短歌会:10月8日(土)午前10時～午後3時

会場:中央公民館

● 出品要領

種 目 美術・生活文化・古典芸能・文学—各展

応募資格 町内在住または町内に勤務する人で、16歳以上の人

作品条件 原則として自己制作したもので、**未発表のもの**

注意事項 ▼出品する人は、雅号・俳号などのほか、必ず本名を記入する▼額装・パネルなどの作品は、必ず金具等を取り付けて出品する▼出品作品を申込書に記入する▼展示用パネルは、縦120センチメートル・横180センチメートルの大きさとする

作品展示 各展の展示についての異議は一切受け付けない

申込方法 9月23日(金)～10月2日(日)までに(申込締切日必着)、直接中央公民館に申し込む
※申込用紙は、中央公民館窓口または町ホームページからダウンロードできます

● 応募先・問い合わせ

〒300-0333 阿見町若栗 1886-1

生涯学習課(中央公民館内) ☎888-2526



▲さまざまな作品を鑑賞することができる芸術展

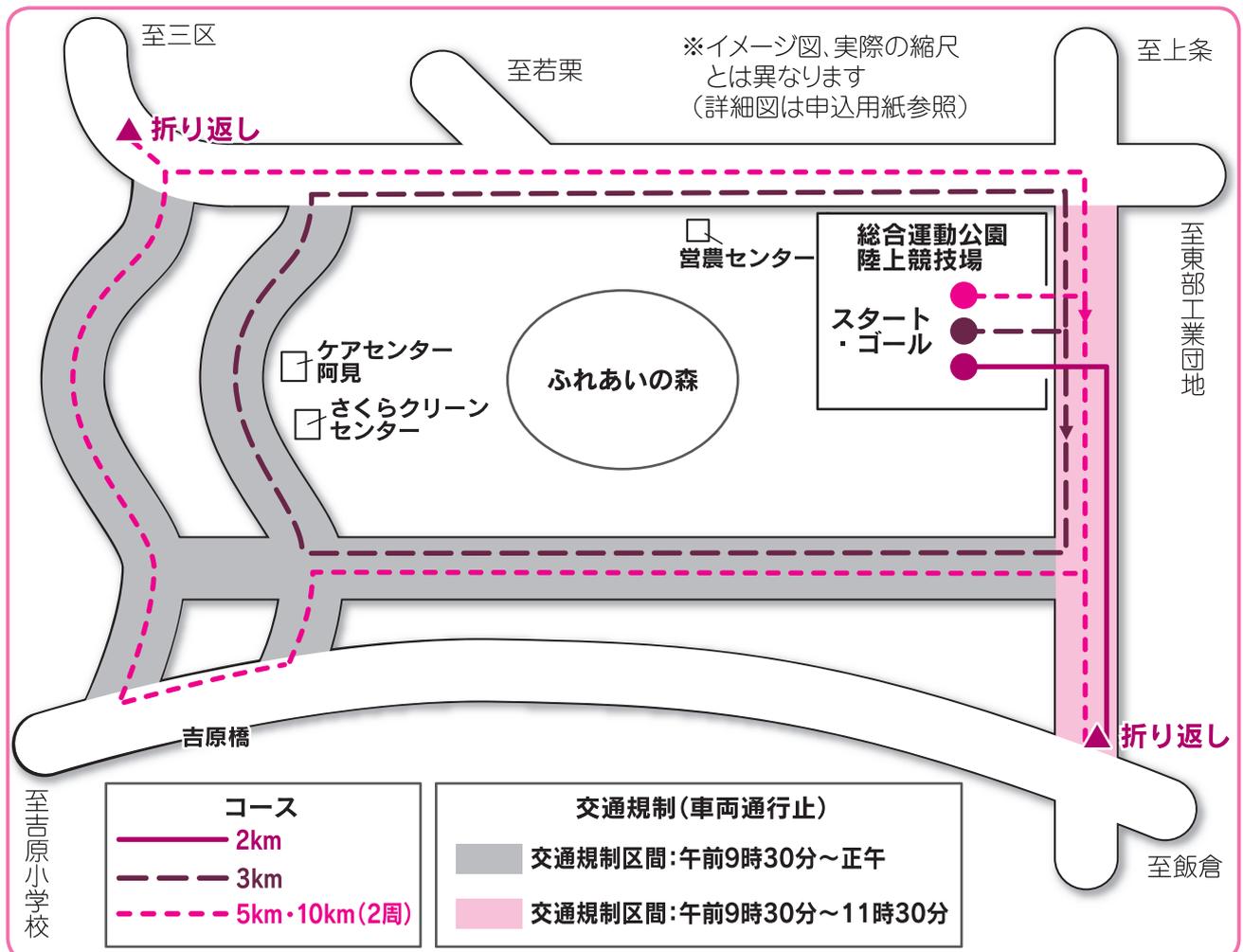
いばらきいきいきスポーツday!

第39回阿見町マラソン大会

- ▼日時 12月4日(日)(荒天時中止。午前7時に態度決定)
- ▼受付:午前8時30分~9時▼開会式:9時10分から
- ▼場所 総合運動公園陸上競技場(スタート・ゴール)
- ▼種目・競技順序 ▼午前10時スタート:①一般男子10km ▼10時10分スタート:②小学生低学年男子2km ③小学生低学年女子2km ▼10時35分スタート:④小学生高学年男子3km ⑤小学生高学年女子3km ▼11時スタート:⑥中学生女子3km ▼11時5分スタート:⑦中学生男子5km ▼11時10分スタート:⑧一般男子5km ⑨一般女子5km
- ▼参加資格 ▼一般の部:町内または町に隣接する市町村に在住・在勤・在学の高校生以上の人▼小・中学生の部:町内在住・在学の人 ※保護者の承認が必要
- ▼参加料 無料
- ▼表彰 各種目ごとに表彰▼1位~3位:メダル・賞状▼4位~6位:賞状(参加人数が少ない場合は記録証)▼7位~10位:記録証(参加人数が少ない場合は表

- 彰なし)▼特別賞として最高齢者賞あり
- ▼申込期間 10月14日(金)~28日(金)(申込期間以外の申し込みは受け付けない)
- ▼申込時間 午前9時~午後5時
- ▼申込方法 生涯学習課(中央公民館内)、君原・かすみ公民館、本郷・舟島ふれあいセンター、うずら出張所に備え付けの申込用紙か、生涯学習課ホームページから印刷した申込用紙で各施設の窓口に直接申し込む。なお、小中学生の申し込みについては、学校取りまとめのうえ提出してください ※必ず押印すること
- ▼駐車場 駐車場の規制については申込用紙に記載しますのでご確認ください
- ▼その他 ▼NPO法人阿見アスリートクラブとの協働事業で実施します▼ゼッケンに取り付ける『ICチップ』で順位・タイムを計測しますので、ゴール後、ICチップの回収にご協力ください ※未回収の場合は、2,000円をお支払いいただきます

第39回阿見町マラソン大会コース図および大会に伴う交通規制



町の情報（防災・防犯等）を素早くメールでお知らせ

あみメールを登録しましょう！

▼簡単に登録できます ▼名前・住所・性別・電話番号等は取得しません

情報広報課 ☎888-1111 (298)

あみメールとは、町が携帯電話・スマートフォンやパソコンに災害・防犯情報などの緊急情報や観光・イベント情報など、緊急かつ特別にお知らせしたい行政情報を電子メールを使って配信するサービスのことです。このメール配信サービスを受信するためには、あらかじめ決められた手順に従って、ご自分のメールアドレスを登録しておく必要があります。

町メール配信サービス『あみメール』の登録方法等

■携帯電話・スマートフォンから登録する場合

- 1 『t-ami@sg-m.jp』宛てに空メール（タイトル・本文に何も記入しないメール）を送る
- 2 空メール送信後すぐに受信する「仮登録受付メール」の本文内に表示される URL をクリックする
- 3 利用規約の確認・同意の後に、受信したい情報を下記の表から選んで画面を進んで登録する
- 4 登録完了メールが届けば登録手続きは完了となります

■パソコンから登録する場合

下記リンクから登録画面へ進み、利用規約の確認・同意の後に登録をお願いします。

URL <https://service.sugumail.com/ami/member/> ※町ホームページ内の町メール配信サービスのページ

■登録手続きがうまくできないとき

▼**迷惑メール対策**: 入力したメールアドレスに誤りがないのに仮登録メールが届かない場合、迷惑メール設定等によりメールが受信ができない状態となっている可能性があります。取扱説明書や各社のホームページなどにおたずねください。迷惑メール設定などの携帯電話等の操作方法については、町ではお答えできません

▼**ショートメッセージサービス**: ショートメッセージサービス (SMS) は、あみメールに登録することができません

■あみメールの配信情報の種類

情報の種類	配信内容など	主な配信元
防災情報※	地震・気象情報・防災訓練のお知らせなど	交通防災課
防犯・交通安全情報	不審者・犯罪情報・交通安全キャンペーンに関する情報など	交通防災課
子育て支援情報	子育てに関する各種お知らせ、イベント・講座情報、こども健康相談のお知らせなど	地域子育て支援センター、健康づくり課、児童館、子ども家庭課
イベント情報	観光イベント、スポーツイベント、生涯学習イベント、図書館講座、展示会等の情報など	商工観光課、生涯学習課、図書館
行政情報	町からの各種お知らせ、税金の納期、健康教室、選挙のお知らせなど	収納課、健康づくり課、情報広報課、総務課
各種公共施設情報	各公民館、ふれあいセンター、図書館、体育施設のお知らせなど	生涯学習課、図書館
予科練平和記念館情報	展示の開催・イベント・講演会等の情報、施設からのお知らせなど	予科練平和記念館

※平成 27 年 12 月から『防災情報』はすべての利用登録者が受信する設定となっています

〈広告欄〉

住まいのことなら 美都住建へ

家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。

土台と梁、柱を覆った構造用下地材で固定するため耐力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます！！

●新築住宅に関する事は **美都住建** 検索

建築業知事免許 (般-24) 第 22375 号 【本社】阿見町実穀 1283-10
TEL.029-842-7196
【南桜 和】阿見町中央 1-5-32

もっと楽しく快適に！
リフォームしませんか？

リフォームアドバイザーが親切・丁寧に対応させていただきます。

Before → After

屋根 外壁 水廻り 外構 ...etc

【南美都和】 検索

茨城県知事免許 (4) 第 5548 号
阿見町中央 1-5-32
TEL.029-891-2200



インフォメーション

インフォメーション

お知らせ

1 「阿見吉原地区都市計画変更(案)の説明会」開催

阿見吉原地区における土浦・阿見都市計画の変更(案)の作成にあたり、標記説明会を開催します。

▼期日 ① 10月7日(金) ② 8日(土)

▼時間 ① 午後6時30分から ② 午前10時から

▼場所 ① 下吉原公民館 ② 役場3階301会議室

▼内容 土浦・阿見都市計画用途地域、地区計画の変更(案)について ※2日間とも説明内容は同じです

2 対象区域 阿見吉原地区

阿見吉原地区における地区計画(原案)の作成にあたり、『町地区計画等の案の作成手続きに関する条例』第2条に基づき、標記縦覧を行います。

この計画(原案)に意見のある人は、左記縦覧期間の満了の日から一週間を経過する日まで、意見書を提出することができ

きます。

▼期間 10月19日(水)～11月1日(火) ※土・日・祝日を除く

▼時間 午前8時30分～午後5時15分

▼場所 役場2階都市計画課

▼内容 ▼名称:阿見吉原地区地区計画 ▼種類:地区計画

3 「都市計画に関する公聴会」開催

阿見吉原地区における土浦・阿見都市計画用途地域の変更(案)を作成するにあたり、皆さまからのご意見をいただくため、公聴会を開催します。

公聴会は、公述申出人がいる場合にのみ開催します。

▼期日 11月18日(金)

▼時間 午前10時から

▼場所 役場3階305会議室

▼内容 用途地域の変更 ▼対象地区:阿見吉原地区

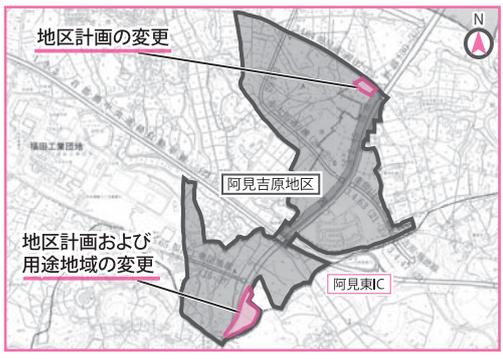
▼原案の閲覧 10月26日(水)～11月8日(火)の間、都市計画課窓口において閲覧できます

※土・日・祝日を除く

▼申出方法 原案の内容に対して公聴会で意見を述べることができる場合、10月26日(水)～11月8日(火)の間に公述申出書(都市計画課に備え付け)を郵送または直接左記に提出する ※郵送の場合は必着

▼提出先 〒300010392 阿見町中央一丁目1番1号阿

見町長天田富司男あて(都市計画課扱い)



都市計画課計画係 ☎8881111(231)

代外 「農・大好きフェア」開催

町・行方市・網走市等と6次産業化に向けた人材育成や、新商品開発における連携協定を締結している東京農業大学生物産学部が「あみ・プレミアムアウトレット」で農産物の直売会を開催します。

各地域の旬の農産物(さつまいも・わさび菜・栗・落花生)や旬の農産加工物等を数多く取りそろえておりますのでぜひご来場ください。

▼日時 10月16日(日) 午前10時～午後5時

▼場所 あみ・プレミアムアウトレットインフォアメーションセンター前

農業振興課 ☎8881111(182)

募集 「アニメ×まちづくり」アニメフォーラム2016」開催

大洗町を舞台にしたアニメ『ガールズ&パンツァー(ガルパン)』と埼玉県秩父市を舞台にしたアニメ『あの日見た花の名前を僕達はまだ知らない。(あの花)』の2つの事例から「アニメをとおしたまちづくり」の可能性を探るフォーラムです。

▼日時 11月27日(日) 午前10時～午後3時

▼場所 県南生涯学習センター 多目的ホール(土浦市大和町)

▼内容 ①講演:『ガルパン』から学ぶまちづくり ②事例発表:シンポジウム:『あの花』から学ぶアニメツーリズムの流れーなど

▼講師 ①常盤良彦氏(大洗まいわい市場代表) ②大里明氏(大洗町商工会青年部部長)・中島学氏(秩父市産業観光部観光課)

▼定員 400人(定員で締切)

▼参加料 無料

▼申込期間 10月20日(木)から左記に直接電話で申し込む

県南生涯学習センター ☎8261101

〈広告欄〉

夢実現を応援する青春の学舎

<入試説明会> 10月8日(土)
10月22日(土)
11月26日(土)

9:20AMより本校にて

霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL. <http://www.kasumi.ed.jp>

～もっと勉強が好きになる～

<入試説明会> 10月23日(日)

9:00AMより本校にて

※電話・ホームページよりお申し込み下さい。

霞南至健中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL. <http://www.kananshiken.ed.jp>



インフォメーション

募集

環境政策課から①②

①「犬のしつけ教室」参加者募集(無料)

●期日 10月23日(日)

●時間 ①犬同伴の教室:午前10時30分~11時10分 ※1人1頭に限る。犬用のおやつを持参する②犬同伴ではない教室:午前11時10分~11時50分

●内容 犬のしつけ方など

●講師 NPO法人アニマルセラピー協会

●対象 ①生後5か月以上で狂犬病予防注射・ワクチン接種済の犬 ※かみつくなど凶暴な犬は不可②犬を飼おうと思っている人、または会場に犬を連れて行くことができない人

●募集人数 ①②各10人(定員で締切)

●申込方法 10月14日(金)までに、電話で左記に申し込む

●その他 雨天中止 ※小雨の場合は決行

②「犬猫里親会」の実施

●期日 10月23日(日)

●時間 午前10時~午後3時

●内容 保護された犬猫の新しい家族を見つけます

募集

環境政策課 ☎8881-1111(252)

●その他 ワクチン接種などの費用は飼い主の負担となります

●場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』①あずまや

②ふれあいのみち

募集

音楽で元気にするまちづくり事業

「ヤングパワー全開!! オータムフェスティバル」開催

●期日 10月29日(土)

●時間 午後1時30分から(開場:1時)

●場所 君原公民館

●出演団体 I & I Win d Ensemble(吹奏楽) ◆あかぶりつちお(アカペラ)

●その他 入場料無料:申込不要

君原公民館 ☎8891-1363

音楽で元気にするまちづくり事業

募集

町体育協会から①②

①「社交ダンス入門講習会」参加者募集

●期日 10月9・23日、11月13・20日、12月11・18日、平成29年1月8・22日、2月12・26日の日曜日(全10回)

●時間 午後1時~3時

●場所 中央公民館3階集会所

●参加料 3500円(その内500円は町体育協会登録費)

●申込方法 開講日に会場ですべて受付

②「第12回町民グラウンドゴルフ大会」参加者募集

●期日 10月20日(木) ※予備日:27日(木)

●時間 受付:午前8時30分から

●開会式:9時から

●場所 総合運動公園陸上競技場

●参加資格 町内在住の人

●募集人数 150人程度

●参加料 300円

●申込方法 部員:阿見グラウンド・ゴルフクラブ定例会時に申し込む

日時:毎週木曜日午前中

●場所:総合運動公園

●一般参加者:10月13日(木)までに、電話または直接左記に申し込む

町体育協会事務局(生涯学習課内) ☎8888-2526

お知らせ

町シルバー人材センター入会説明会開催

●期日 10月4日(火)

●時間 午前10時~正午

●場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館)

●対象 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)

●(公社)町シルバー人材センター ☎8881-2036

募集

「なかよし広場」参加者募集

●期日 10月29日(土)

●時間 出発:午前8時

●集合同所:総合保健福祉会館『さわやかセンター』

●行き先 ガラス工房シリカ(北茨城市)他

●対象 町内在住の障害児(者)と保護者:家族

●募集人数 60人(定員で締切)

●参加料 障害児(者):無料

●保護者:家族:2000円(小学生以下:1000円)

●申込期間 10月14日(金)まで

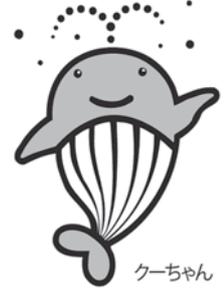
※土・日・祝日を除く

●申込方法 障害者手帳・療育手帳所持者はその写しを持参し、直接左記に申し込む

町社会福祉協議会地域福祉係(総合保健福祉会館内)

☎8871-0084

〈広告欄〉



オータムジャンボ5億円

1等・前後賞合わせて

9月26日発売!

公益財団法人茨城県市町村振興協会

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

発売期間 9/26日~10/14日

抽せん日 10/21日

支払開始日 10/26日

1枚 300円

★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。



インフォメーション

募集「親子ふれあい交流事業」参加者募集

町母子寡婦福祉会では、母子家庭・父子家庭の親子を対象とした、家族のふれあい増進のための交流事業を行います。

親子の思い出づくりやお友達づくりの機会にもなりますので、ぜひご参加ください。

▼期日 11月19日(土)

▼時間 午前8時役場出発

▼行き先 日立かみね公園(日立市)

▼対象 母子家庭・父子家庭の親子

▼募集人数 25人 ※申込多数の場合は、町母子寡婦福祉会会員を優先します

▼参加料 大人(高校生以上) 3500円、子ども(4歳以下) 2500円 ※4歳未満無料、料金は当日徴収

▼申込期間 10月31日(月)まで

※土・日・祝日を除く

▼申込方法 直接左記に申し込む

▼子ども家庭課(母子寡婦福祉会事務局) ☎888-1111(119)

募集「カルシウムアップ教室」参加者募集

50歳になったら知っておきたい骨粗しょう症予防のお料理や体操を体験できます。お気軽にご参加ください。

▼期日 ①11月1日(火) ②17日(木) ※1日のみの参加も可

▼時間 ①午前10時～午後1時 ②午前10時～11時30分

▼場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」

▼内容 ①食事で骨元氣(カルシウム)たっぷりメニューの調理実習 ②体操で骨元氣(お家でできるかんたん筋トレ)

▼講師 ①栄養士 ②健康運動指導士

▼対象 町内在住の人

▼募集人数 各日20人(申込多数の場合は抽選)

▼参加料 ①3000円 ②無料

▼申込期間 10月12日(水)まで

※土・日・祝日を除く

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

▼健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

お知らせ「平成28年社会生活基本調査」実施

総務省統計局では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

この調査では私たちが1日のうちのくらの時間を仕事家庭・地域活動等に費やしているかや、過去1年間の自由時間にどのように活動したかを調査します。調査結果は仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、少子高齢化対策などの政策に必要な基礎資料として活用されます。

調査をお願いする世帯には10月上旬から中旬に調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

■県企画部統計課 ☎029-301-2649

募集「成年後見制度」相談会

茨城司法書士会と県社会福祉士会が共同し、高齢者および障がい者のための成年後見制度等に関する相談会を開催します。

▼期日 10月22日(土)

▼時間 午前10時～午後3時

▼場所 県南生涯学習センター 1 中講座室2(土浦市大和町)

▼内容 成年後見・遺言・相続等の相談会

▼申込方法 前日までに電話で左記に申し込む

■(公社)成年後見センター・リアルサポーター茨城支部 ☎029-302-3166

募集「いばらき県南若者サポートステーション」開催

勤労意欲を持ちながらも、就職に不安や悩みを持つ人やそのご家族の相談を受け付けます。

▼期日 10月5日(水)

▼時間 午後1時～4時

▼場所 かずみ公民館会議室

▼対象 15歳から39歳の本人およびその家族

代外「くらしの困りごと相談会」開設

▼期日 10月27日(木)

▼時間 午前10時30分～午後3時

▼場所 土浦市役所2階研修室(土浦市大和町)

▼内容 行政(国・特殊法人・県など)に関する苦情や意見・要望等をワンストップで受け付けます

■総務省茨城行政評価事務所行政相談課 ☎029-1253-1100

お知らせ「陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場ヘリコプター3・4機による標記訓練を行います」

▼日時 10月11日(火)～13日(木)、18日(火)～20日(木)、日没から約3時間以内(各機2時間基準)

■陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校 総務課 ☎842-11211(3420)

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中

問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

お気軽にご相談ください！！

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所 (簡裁訴訟等代理関係業務認定) 司法書士 堀一樹

阿見中学校 郵便局 TEL 029-804-0382 コンビニ E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp

JA あみ司法書士事務所(神林ビル2階)

(平日 午前9:00～午後6:00)
・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

● 防災行政無線フリーダイヤル ●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

● あみメール登録をお願いします ●



スマートフォン・携帯電話で **t-ami@sg-m.jp**宛てに空メールを送信するか、または左記QRコードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

● 定例相談 ●

人権相談／行政相談

日時 10月6日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階305会議
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 火～金曜日 午前9時～午後3時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約)
場所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日時 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時[要予約]
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

● 公共機関電話番号 ●

うずら出張所 ☎ 841-1167	本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100
健康づくり課 ☎ 888-2940	舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761
福祉センターまほろば ☎ 887-3969	図書館 ☎ 887-6331
地域子育て支援センター ☎ 891-2772	予科練平和記念館 ☎ 891-3344
阿見消防署 ☎ 887-0119	総合運動公園 ☎ 889-2788
火災情報案内 ☎ 0297-64-0119	教育相談センター ☎ 888-1225
上下水道課 ☎ 889-5151	町民活動センター ☎ 888-2051
霞クリーンセンター ☎ 889-0091	町男女共同参画センター ☎ 896-3181
中央公民館 ☎ 888-2526	消費生活センター ☎ 888-1871
君原公民館 ☎ 889-1363	町民ダイヤル(休日当番医・ 定例相談等のテレホンサー ビス) ☎ 887-6600
かすみ公民館 ☎ 888-8111	

● 人口と世帯 ●

- 総人口 47,464人 (-12) ▽9月1日現在
- 男性 23,493人 (-4) ▽常住人口ベース
- 女性 23,971人 (-8) ▽()内は前月比
- 世帯数 18,990世帯 (+7) ▽情報広報課調べ

10月の納税等

町・県民税(3期)
国民健康保険税(4期)
後期高齢者医療保険料(4期)
介護保険料(4期)
納期限 10月31日(月)

11月の納税等

国民健康保険税(5期)
後期高齢者医療保険料(5期)
納期限 11月30日(水)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 8月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	114件(879)
出場件数	185件(1,311)	交通事故 19件(134)
		一般負傷 25件(137)
		その他 27件(161)
		合計 185件(1,311)

※救急車の適正な利用をお願いします

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店